生命保険商品(特定保険契約)の代理店手数料開示等について

株式会社愛知銀行(頭取 矢澤 勝幸)は、平成28年11月1日(火)より、お客さまにより適切な商品選択を行っていただくため、「金融商品に関する勧誘方針」に基づき「保険代理店手数料の開示」および「保険代理店手数料の受領方式の変更」を行いますのでお知らせいたします。

記

1.保険代理店手数料の開示

当行が保険会社から受領する生命保険(特定保険契約 1)の代理店手数料について 保険会社の同意を前提として開示いたします。

代理店手数料は保険会社から販売代理店に支払われるものであり、お客さまから直接いただく費用ではありませんが、お客さまが商品選択を行ううえで、より多くの判断材料をお持ちいただくため、開示することといたしました。

1 特定保険契約とは、金融商品取引法の行為規制の一部が準用される市場リスクを 有する生命保険商品(変額保険・外貨建保険・市場価格調整機能を有する保険) の保険契約のことをいいます。

2 . 保険代理店手数料の受領方式の変更

当行が受領する保険代理店手数料について、保険会社と合意のできた商品から、従来の「契約時に一括して受領する方式」から「販売手数料 2 および継続手数料 3 に分けて受領する方式」に順次変更いたします。

- 2 販売手数料とは、募集時のコンサルティングの対価として、販売額に応じて保険 会社から受領する手数料のことをいいます。
- 3 継続手数料とは、アフターフォロー等の対価として、契約期間中に保険会社から 定期的に受領する手数料のことをいいます。

以上